

批評・紹介

魏晉南朝の政治と社會

越智重明著

昭和三八年六月 東京 吉川弘文館
A5版 四九三頁

魏晉南朝史研究の分野において、精力的な活躍をつづけられる越智氏が、自己の成果を一冊の書物にまとめて上梓された。既發表論文を基本としながら、かなりの部分にわたって改訂が加えられ、またあらたに書き加えられているようである。内容は、「魏の政治と社會」、「晉の政治と社會」、「南朝の政治と社會」の三篇にわかれる。しかもこれらが氏の成果のすべてではなく、のこりの部分は、第二部として選舉と士人、第三部として中央制度と地方制度、第四部として結論、がいずれ發表される豫定だという。本書、すなわち第一部は、國家權力、皇帝權力の構造を制度史的觀點から分析することを主たる關心としている。いま、内容の紹介に重點をおきつつ私見をのべてゆきたい。なおそのさい、本書の排列の順序にしたがわないばあいのあることを、あらかじめおことわりしておく。

第一篇「魏の政治と社會」第一章「屯田」。この問題については、すでに越智氏みずからが、西晉の占田課田制とのつながりのなかで、「西晉の田制、賦税に關する近年の諸研究」(東洋學報四三・一)と題する學界動向を執筆されているから、それを讀みあわす

ことによつて、本書に示された見解のもつあたりしいメリットは、一そうあきらかとなるであろう。氏はまず、曹操の軍事體制の支計として、建安元年に、各州郡にわたつて設置された典農官支配下の民屯田をとりあげられる。民屯田耕作者は客とよばれ、一般州郡民と性格をこにしてしていた。彼らは曹操の私田耕作者であつた。しかし魏王朝が成立すると、それは公田_{II}官田に變化し、その耕作者は、耕作と關係のない徭役をあらたに負擔させられることになつた。その代償として國家は、典農官に彼らのためにおこなう末作治生—商業・手工業行爲—を許した。ところで典農官の擔當經營量は耕作者人數に應じて決定されるのであるが、典農官は、耕作經營については大司農の支配をうけ、民屯田耕作者を役人として差出すことについては尙書省の支配をうけるといふ二元的支配下にあつたため、その間隙をついて、大司農に虚偽の報告をおこなつて擔當經營量をすくなくし、餘剩の民屯田耕作者をもつばら末作治生にふりむけることになつた。かくして民屯田耕作者の負擔はいよいよ増大する。この矛盾を解決するため、魏末晉初にいたつて民屯田は廢止された。その廢止の事實をつたえる「龍屯田官、以均政役」(魏志卷四陳留王本紀咸熙元年)という記事、ことに均政役の語の解釋をめぐつて、いままでにいくつかの説が出されているのであるが、越智氏はいう。『均政役_{II}均征役の語の内容は、政役の語の意義からはこれを決定しがたく、民屯田支配機構の改變自體の追求のなかに求めねばならない。』(p.16) かくして、民屯田廢止より占田課田制施行までのあいだ、民屯田の後身たる官田における納租率に變化がみとめられないことを検討し、したがつて征役は稅役ではなくして徭

役の意でなければならず、また均とは寛大にするという意味であつて、けつきよく均政役とは、徭役を寛大にすることだと結論される。第一章ではそのほか、魏建國後、吳蜀に對峙するため、民屯田のなから「且耕且守」體制をつよくおしだした度支屯田が成立する過程、吳にも魏と同様の民屯と兵戸による軍屯の存在したことを論じ、また魏西晉時代にみられる二度の大はばな戸數増加に着目してつぎのように論ぜられる。①平蜀時から平吳時までの魏の舊地における六〇萬から一六〇餘萬への一〇〇萬の増加は、魏の民屯田廢止にともなうそれらの一般州郡民へのくりいれ、②太康元年から三年までの魏の舊地における一六〇餘萬から二〇〇萬への三〇餘萬の増加、また吳蜀の舊地における八一萬から一七七萬への一〇〇萬の増加は、それぞれ西晉の度支屯田の廢止と舊吳の民屯田廢止にともなうそれらの一般州郡民へのくりいれにもとづく。かかる大量の屯田民が存在する事實から、魏の國家權力の基盤が、一般州郡民よりもむしろ民屯田耕作者、度支屯田耕作者、および兵戸にあつたと結論される。(なお兵戸についてはとくに専論はない。)

ここにみられるように、魏の國家權力が屯田耕作者と兵戸の二本の柱によつてささえられていたという見解は、第一篇全體をつらぬくひとつの主要なテーマとなつてゐる。すなわち第三章「戸籍制度」では、三國時代の戸籍が、士・庶・兵・屯田耕作者などの政治的身分によつて區別されていたことを論證し、そのことは、一般州郡民と兵・屯田耕作者とを明確に區別する必要があつたためだといふ。また第四章「税制と戸」では、一般州郡民に對する田租が畝對象均額の四升、調が戸對象均額の絹二匹綿二斤であつたことを指摘

したのち、魏西晉の庶—一般州郡民—の戸口比が、六・八弱(景元四年平蜀時)、七・二強(太康元年平吳時)ときわめて高率であることに注目し、それは戸調の均額を利用して、庶が戸のなかに投避し埋没していた結果ではないか、いっぽう兵戸および屯田耕作者についてそのようなことは考えられないから、『こうした相違は、穿つた見方をすれば、國家、皇帝の全國民支配において屯田耕作者、兵戸に對する支配力確立の意圖と州郡民に對する支配力確立の意圖とに相違があり、前者に比し後者の方がゆるやかであつたことを暗々裏に物語つてゐるとされるのではなからうか。』(p. 112)と結論されてゐる。ところでちかごろ、藤家禮之助氏は、『曹魏の典農部屯田の消長』(東洋學報四五・二)を發表し、いくつかの新見解を示された。そのなかで氏は、均政役の語を越智氏とはまったく反對に、徭役を郡縣民なみにきびしくすることだと解釋してゐる。藤家氏がかかる解釋に到達した背景には、國家が屯田民には徭役よりも佃科を、郡縣民には佃科よりも徭役をより大きな任務として課していたという理解があるのである。このように越智氏の理解と大きく、くいちがう見解が提出され、問題は將來にのこされてゐることを、ここで書きとめておく。

第二章「客戸制」では、曹魏の給客制度がとりあげられる。後漢末、各地の有力者(主)は私的隨從者(臣・客)をもつことが一般的であつた。曹魏ではそれらを一たん皇帝が完全に臣として把握したうへ、制度的な客—佃客・衣食客・武人的性格をもつ客—として政治的身分に應じて給するか、あるいはがんらい主と無關係のものを客として給した。それは、主とあらたにその客に指定されたものと

の私的隨從者との結合關係に、國家、皇帝の直接支配という楔をうちこむことである、と氏は理解される。しかし、それがあくまで制度的な承認行為におわるかぎり、氏もいわれるように、『力關係において觀念的理想的なものに終る危険性をもつもの』(p.86)である。だとすれば、氏の理解のように國家、皇帝の直接的支配の面を重視するよりも、むしろ官人が現狀を國家に承認させた面をとりあげ、その事實のうちに官人の力が國家を上まわったと考えることも可能なのではないか。ことに主から規定數をこえた客を國家がとりあげた事實が示されないのであるから。

第五章「異姓養子」では、曹操が禮の規定を否定して異姓養子を制度的に承認したことをあきらかにする。その理由のひとつとして、曹操の父曹嵩が夏侯氏から宦官曹騰の養子になつたという自己の家系を正當化する必要のあつたことが考えられるけれども、しかしそれよりも、兵戸に對して異姓養子を認めたとと思われる事實に注目し、また異姓養子の制度的承認が、平貞直後の太康三年—軍國主義體制の終熄した年—までつづいてゐることとあいまつて、兵戸の維持、ひいては軍事力強化推進に主たる意圖があつたのであらうといわれる。この一章も、さきにもべた氏の見解を側面から補強する目的から書かれたものであらう。

つぎに第二篇「晉の政治と社會」にうつらう。第一章「屯田の廢止と税制」では、いわゆる占田課田制がとりあげられる。舊屯田地が課田となり、一般私有地が占田とよばれたこと、また品官についての占田額規定が所有制限額ではなく、政府の施政上におけるひとつの基準にすぎないこと、などの指摘は現在の通説とかわりはない。

い。氏のあたらしい主張はつぎの諸點である。占田課田制の實施と同時に、従来の戸對象均額の調のほかに、戸を資産に應じて九等に分け、それを基準とした資産税がうまれたこと、そして後者が前者をしだいに壓倒しながら、南朝では梁まで、北朝では均田制施行時まで存在したこと、また東晉の税制を論じて、晉書食貨志の「咸和五年、成帝始度百姓田、(A)取十分之一、(B)率畝稅米三升」という記事のうち、(A)が課田に承諾をもつ田、(B)が占田に承諾をもつ田に對する租と區別された點(この説については本誌二〇・四 礪波護「課と税に關する諸研究について」を参照)がそれである。

第二章「兵制」。この章では、西晉が呉を平定したのち平和が恢復されると兵戸の丁男が兵役以外の徭役に服することになり、一般州郡民の徭役負擔量が減少したこと、しかるに東晉では、南土に流寓した北人は白籍に附されて徭役・兵役ともに免除されていたのに反し、黃籍に附された南人の庶に對する兵役・徭役はきわめて過酷であり、そこに東晉末、桓溫と劉裕による二度の土斷が行なわれなければならなかつた歴史的必然性のあつたことがのべられる。越智氏の見解で注意すべきは、劉裕の義熙土斷を示す記事、「於是、依界土斷。唯徐兗青三州居晉陵。不在斷例。」(宋書卷二武帝本紀中)の解釋である。この記事は、強力な抵抗の豫想される晉陵郡だけを土斷の対象からはずしたと解釋されるのが普通であるが、氏は反對に、晉陵郡に強力な土斷を行ない、その民を黃籍につけたことをさすのであり、その措置を第一歩として白籍がしだいに黃籍一本にまとめられていったと解釋される。なお私家の奴を徵發する奴兵についての一節が設けられているが、そのなかで、『質的に奴兵の奴

の「所有」者の中核をなすのは南人在地豪族層であるが、彼らはそのもつ「力」が國家權力機構に繰り入れられるのに對し必らずしも反對していない。しかし、それはあくまでその鄉村社會の治安維持に關連ある場合という枠内においてであつて、それと直接的に關連のない場所・事態へその「力」を投入するのには否定的であつた。』(p. 221-2) といわれているのは、南人豪族の性格を考へるうえにきわめて示唆にとんだ發言と考えられる。

第三章「客戶制」では、晉代ひいては六朝における客戶の政治的身分が良民であることを論證し、そして、晉の武帝は規定數をこえた募客を禁止したけれども、東晉になると、有力者の庇護をうけていた多數の無籍の流民を制度的な客戶として承認したこと、その給客制度では所有數に制限はなく、そのさいそうした客戶が政治的身分のいかんにかかわらず、『國家の認めた「私民」的性格をもつこと、客戶所有が現實に客戶の全人格的把握に近いものとなるべきこと』を論じられる。ただ、東晉の給客制度の論據とされる記事、「時百姓遭難。流移此境。流民多庇大姓。以爲客。(晉)元帝太興四年。詔以流民失籍。使條名上有司。爲給客制度。」(南齊書卷十四州郡志南兖州)について、上を「くわえる(附加する)」とよみ、有司を品官の意味とし、『流民で籍を失っているものを檢括してその名を條し、有司を對象にその名を加えた一有司の客戶とした。』(p. 233) と解釋されるのは疑問がこる。結論としてはたしかにそのとおりであるにしても、この記事は、無籍者の客の姓名を一おう官に報告させ、それらをあらたに給客制度の對象としたと理解するのが妥當ではなからうか。

第一篇第六章「封建制」において、魏の封建制がまったく形骸化してしまつてゐることをあきらかにし、そして、『六朝の各王朝がつくり出した各封建制は、各王朝の性格に應じて内容にかなり大きい相違を示している。王朝の性格が封建制にとくによく現われているのは、晉の封建制である。』(p. 138) と發言した著者は、第四章「五等爵制」において晉の封建制をとりあげ、そこに反映された晉王朝の性格をよみとらうとする。まず六朝諸王朝のうち晉の封建制のみにみられる諸特長についてきわめて詳細にのべられる。それらをまとめるとつぎのようになるであらう。(1)有爵者があらたに別に爵を有するさい、嫡妻長子(すなわち父の死後その爵をつぐべき世子)以外の直系男子ないし傍系男子に舊爵を(任々や變化させて)つがせる。(2)晉建國のさい、前王朝の爵が一般に濫存され、降爵されない。(3)封王および五等諸侯が皇帝自選の相を自己の直臣、皇帝の陪臣とし、封王および郡公侯が皇帝自選の内史を自己の直臣、皇帝の陪臣とする。これら三點は、晉の封建制に周の封建制のごとき實がそなわつていたかのような印象をあたえる。しかるに晉の封建制には、それを否定する要素、すなわち晉の武帝が封建制の無限の展開阻止の意圖をもつていたことが指摘される。すなわち、(1)尊降制の否定、(2)封建制強化を主張する劉頌の上疏(晉書卷四六)が否認されたこと、(3)太康十年、一時的ながら封王および郡公侯の相を省き、治民を職とする内史一本にまとめたこと、がそれである。そのうえ、封君が封國からうけとる秩奉はごくすくなく、それは廣義の官僚體制のなかにある官職であるとも考へられる。この矛盾をいかに統一的に理解すればよいのであろうか。越智氏はつ

ぎのごとくいわれる。魏の皇帝權力が屯田民と兵戸とに基盤をおいていたのとはことなつて、司馬氏はかかる特定の權力の基盤をもたなかつた。覇權確立のためにとつた方法は、國軍と兵戸の兵をしいにその手中に収めることと、士人層を内面的心情的な面にまでもたちいたつて十全に把握することであつた。後者について氏は、清議の採用と故吏の舊君に對する服喪が制度化されたこととの検討をとおして、晉代に『士人層の私情が國政の運営、王法の運営の場にもちこまれ、そこにおいて士人層の私情に公的性格が與えられること』(p. 36)があつたという。かつ、魏末、司馬氏によつて郡中

正のほかには州大中正在設置されると、州大中正から郷品二品以上をあたえられる上級士人層がうまれた。彼らの利害代表であつた司馬氏政權は、彼らに對する一體感を示す必要があつた。授爵の對象はこれら上級士人層であり、そうすることによつて彼らに上級官人としての世襲性をあたえたのである。要するに晉王朝は、上級士人支配の術として封建制を運営したのである、と結論される。宋ではかかる傾向は否定され、五等爵を家格とは無關係に行賞の體系のひとつとして用いている、という。この章の補論として書かれている第五章「封王の制と八王の亂」の紹介は省略する。

ところで士人層はしだいに政治に對する發言の獨立性をうしなひ、官人として無能化しはじめる。宋の劉氏は、もはやこうした士人層に依存することをあきらめた。劉氏が依存したのは皇親―封王―と非士人―恩倅―とであつた。こうした觀點から、第三篇「南朝の政治と社會」の第一章は「皇親」と題される(恩倅については第四部でとりあつかわれるという)。宋代では尙書令、中書監就任

者の多くが皇親であり、また荊州、南徐州の二大州鎮の長官に皇親が任ぜられることが祖法となつていた事實などから、宋代に皇親政治ともよぶべき政治體制のうまれたことをのべ、なおそのほか、皇太子・皇子・公主が、天子が妾に對して喪服をたつのに應じて、所生母(たる父の妾)に對する喪服をおこなわない厭降制が、皇子・公主については宋の元嘉二十九年から廢止され、喪に服するにいたつたことをあきらかにし、そこに、天子と皇子・公主との一體感がくずれて君臣關係を第一とする皇帝の支配力強化のあらわれをみとめられる。梁のはあいには、皇帝と皇親との關係には、宋代ほどの冷やかさはなく、一體感がただよつてゐる。かつ梁の封王の皇帝自選の傳・相は、封王の直臣、皇帝の陪臣となつてゐる。だがそれは、周的な封建制の復活を意味するものではなく、皇帝が自己の絶對性を保ちつつ、國情に應じた支配を圓滑に行なうべき一種の支配の術を示したものと理解すべきだといわれる。氏は再三にわたつて支配の術という表現を使用されているのだが、便利なことばではあるけれどもすこしく嚴密をかくように思う。

第二章「戶籍制度と役」。晉代には、士籍と庶籍の區別が明確であつた。しかるに、庶の階層分化がおこり、庶籍にあるものうち富裕者、有力者で品官につくものができる、従来の戶籍では、社會の實情とのあいだにズレが生ずるにいたつた。かくして宋の孝武帝の孝建元年に戶籍の改訂がなされ、士籍と庶籍とが一本化されたと推定される。舊戶籍では、士庶の區別は世襲性をもつ政治的身分としての士庶の區別であると同時に、世襲性をもつ社會的身分としての士庶の區別でもあつたが、新戶籍では、品官についた

ものがすなわち政治的身分としての士ということになり、舊來の世襲性をもつ士身分は、社會的身分としてのみのこつた。この事實は、一元的人身支配を示すものではなく、門地二品の存在、つまり累世官人となり累世免役の家の存在を許すという點で徹底をかくものであった。ところで品官にいたものが士ということになると、おもに軍勳を得たと稱して戸籍の偽濫をおこなうものが多數にのぼつた。梁の武帝が天監七年におこなつた改革では、流内十八班（從來の六品以上）が上級士人、流外七班（從來の七・九品）が下級士人、三品職位が庶のつくべき官とされた。それは要するに、政治的身分と社會的身分との一致を意味する。かくして庶は免役權のない職につくよりほかに道はなく、從來のように勳位につくことによつて士になつたと稱し、役をのがれる戸籍偽濫の問題は解決されたという。ところで氏は、梁の武帝が上級士人層と下級士人層との特權を明確化し、彼らを支配者層と指定して彼らへの依存とその官人としての把握の強化にとつとめたと論じておきながら、すぐそのあとで、『帝は士人層に對しては内面的心情的にも絕對者としての距離感を示していた。』（p. 436）とのべられるのは、唐突の感をまのがれない。すくなくとも私にはどのように理解すればよいのか見當がつきかねる。

第三章「租、調制」。宋齊では畝對象均額の田租と戸對象均額の調および戸對象資産對應の調とがあつたこと、ところが梁の武帝の天監元年に、戸對象均額の調が丁調にかわつたことを確認したうえで、かくして隋書食貨志の、「其課、丁男、調、布絹各二丈、絲三兩、綿八兩、祿綿八尺、祿綿三兩二分、租、米五石、祿米二石、丁女

並半之。」という稅制に關する記事は、梁武いこの制（正確には梁の大同年以後陳の太建九年以前の制）でなければならぬとのべられる。これは古賀登氏が、「南朝租調攷」（史學雜誌六八・九）で展開された見解を支持し、さらに強化したものであるが、ただし梁いごにも、丁租、丁調のほか、なお從來の畝對象均額の租と戸對象資産對應の調とが存続していることを注意する。かく、丁租、丁調の出現に焦點をあわすと、そこに梁の武帝の一元的人身支配強化の意圖がくみとれるけれども、後者の存続があるいじょうは、徹底をかくものであつたと論ぜられる。

第四章「客戶制」では、まず、南朝になつてから客戶を所有できる下限が上昇した、それは政治的支配者層の下限が上昇したことの一環であるとのべられる。そして、隋書食貨志に、「(A)都下人多爲諸王公貴人左右佃客典計衣食客之類、皆無課役。(B)官品第一第二、佃客無過四十戶。……第九品五戶。……」とある記事について(A)と(B)とは別の時期の規定、すなわち(B)は西晉の客戶制の繼承展開であつて東晉末までの規定、(A)は南朝に入つてからの規定だとされる。その論據として、王公貴人という語が、東晉末いごでは第六品官以上をさすことを他史料から歸納されるのである。しかしはたして右の文章において、王公貴人という語がそれほど限定的に使用されているものであろうか。品官全體を包括することばとして王公貴人という表現を使用し、(B)をひきだす導入部として(A)の記述がおかれていると考ふるほうがすつきりとおるように私は思う。隋書食貨志が、たとえば稅役の記事について氏が指摘されるように、いろいろの時代の規定を雜然と記述している部分をよくむとしてみ（p. 436）、

右の文章において(A)と(B)とを截然と區別することには疑問がある。なお氏は、人士という語が六品官以上をさすものとして、宋代においてすでに客戶所有の下限が六品官以上になっていたことを論じておられるが、人士_{II}六品官以上という論證についても同様の危惧なしとはいえない。私がいいたいのは、王公貴人とか人士とかいうことばが、いつのばあいにもきわめて限定的な制度的なことばとして使用されるのか、もっと自由に使用されるばあいがあるのではなにかということである。

以上が、四九三ページにわたる大著にもりこまれた主要論點である。もっとも、紹介者の無力のために、また謙虚な著者は他人の説とことなる點をあまりはつきりと指示されないうために、著者が行間に入りげなく記された論點をつかみそこねたところがすくなくないであろう。そのことを告白したうえで、最後に、大著を通讀したあとの紹介者の雜感を書きとめておきたい。

越智氏はかつて、「魏西晉貴族制論」(東洋學報四五・一)において、現象と機構(の運營)とを峻別する必要を強調された。そしてまた機構としての晉の皇帝權力の實態が、『皇帝の一方的な支配體制の一つ』であるとのべられた。この發言に留意することは、本書を讀むうえにも有用であろう。本書に收められた諸論文は、もっぱら機構制度の究明を意圖しているからである。しかしその機構制度が實際に機能する世界についての記述はきわめてとぼしいといわなければならぬ。たとえば、第一篇第五章「異姓養子」において、晉の太康三年に異姓養子が制度的に禁止されたのちにも、現實には東晉時代になつても異姓養子がさかんにおこなわれていた事實

を指摘されながら、その意味については深く考えようとはされない。『神は非禮を欺けず』として異姓養子を否認するのは禮の本質であり、少なくとも漢一代を通じて不動の禮制とされてきたが、曹操は自己の政治體制を確立するために、禮制を政治に從屬させた形をとつてこれを否定した。(魏西晉貴族制論)というように、氏の關心は、すべてのものを機構制度の面からとらえることにもつぱらむけられているように見うけられる。機構制度というものは、いつも一方的支配を意圖し、ないしはそのようによそおうものである。しかし、機構制度が現實に機能する世界—もし機構制度を王法の世界とよぶならばそれを私情の世界とよんでもよかるう—が、逆に機構制度を限定し動かしてゆくという様態もみとめられるのではなからうか。つまり、王法に完全につつまこまれぬ私情の世界の存在を考へてよいのではないかと思う。異姓養子が制度的に禁止されたにもかかわらず、現實にはさかんにおこなわれていたということとは、すでにそうした王法につつまこまれぬ世界の存在を豫想させる。氏は「魏西晉貴族制論」で、王法に對立するものとして禮を私情のモラルと指定し、曹操が異姓養子を承認したことなどから、王法が私情を從屬させたのだと考えられる。しかしそのさい、六朝人が漢代人とはことなつて、「禮は人情に縁る」ということばに端的に示されるように、禮そのものについても、かなり自由で彈力性のある態度をとつていふことをもあわせ考へる必要があるのではないか。また氏の研究が、客戶の制度的な面についてあきらかにした功績はきわめて大きい。しかし客戶が、氏もいわれるように、主の私人的性格をもつようになつたとすれば、そこには王法に對立する

世界の存在をみとめることができるであろう。王法の世界と私情の世界とのふれあい、ないしは兩者のひずみのうえに生きた歴史像がうかがえるのではないかというのが私の素朴な疑問である。もつとも、第二部以下が發表されるならば、私の疑問ないし曲解は、そこにおいてけしとぶかも知れない。

また、これだけの大著でありながら、序文なり前言なりをかいていることにとまどいを感じる。そのため、各個別論文がどのような構想のもとに執筆されているのか、また著者が研究の対象とされた魏晉南朝という時代を中國史全體のうえにどのように位置づけようとするのか、はなはだ明瞭をかくことになった。もつとも個別論文のなかに、右のような疑問にこたえる敘述がないわけではなく、著者は讀者がおのずからそのなから読みとることを期待されているのかも知れぬ。たとえばつぎのような敘述がある。『……官田耕作者に課する税と私田の所有者に課する税との基本的性格が共通で、そうした税||租が、當時の理解に従うとそれぞれの土地の使用料ともいべきものであったのを物語語っているのである。つまり、ここでは(六朝の政治理念において)國家(あるいは皇帝)が全國の土地を所有することが前提となっているのであり、われわれが通常「私田を所有する」といつた表現をするけれども、その「所有」は、「所有」者がその權利を賣ることができ、實産税の対象となる。(無期限の)永小作權」的な權利をその田にもつとつた意味に過ぎない。こうした政治理念―その政治への具現は、漢時代のものとは微妙な相違があるようであるが、北朝のものとは同一としてよ。』(p. 176-7) しかしこれによつても、六朝の土地所有を

めぐる政治理念が漢代のそれと微妙に違いがうといわれるにとどまって、それ以上には敘述の筆はすすまない。兩者のちがいがどのようなものであり、それを著者がどのようにとらえられるのかという点こそ、讀者の聞きたいところである。慎重を期される著者は、性急に結論をだすことに躊躇をおぼえ、第四部まで結論を保留されているのであろうか。その意味でも第二部以下の發表が期待されるのである。

(吉川 忠夫)

府兵制度考釋

谷 霽 光 著

一九六二年七月 上海人民出版社

版社 A5版 三〇九頁

戦後われわれは、中國人學者の手になる幾多の府兵制研究の成果に接してきた。その代表的なものを挙げれば、陳寅恪氏の「隋唐制度淵源略論稿」(一九四四年)を始めとして、唐長孺「魏周府兵制度辨疑」(魏晉南北朝史論叢 一九五五年)、同「唐書兵志箋正」(一九五七年)、岑仲勉「府兵制度研究」(一九五七年)などがあり、いずれもわが國の研究者にかなり深い影響を與えている。

ところで、われわれはまたここに、谷霽光氏の新著をえた。周知のとおり、谷氏は一九三〇年代から、「禹貢」誌その他を通じて、六朝・隋唐時代に關する諸研究を發表してきた學者である。ことに、勞經原「唐折衝府考」・羅振玉「唐折衝府考補」の業績をひきついだ氏の「唐折衝府校補」は、前二著と共に、「二十五史補編」